## 会員へのお知らせ

# 運転免許行政の適正な運用のための御協力のお願いについて

広運免第321号
広運教第547号
平成24年6月18日
広島県警察本部
交通部長　高橋　若衛

昨年栃木県鹿沼市や当県福山市において、集団登校途中の小学生の列に車両が突進し、児童が死傷する事故が発生したことで、運転免許行政の適正な運用のための御協力をお願いしたところであります。

しかし今般、京都府内において、死傷者多数を伴う痛ましい交通事故が発生いたしました。

事故原因等については、現在捜査中でありますが、当該事故の運転者は意識障害を伴う発作を起こす持病があったにもかかわらず、当該病気を公安委員会へ申告せず運転免許証の更新を受けていたことが判明しています。

さらに報道によると、当該運転者が意識障害を起こす持病があることに関し、主治医や家族が再三にわたり運転をやめるように注意を行っていたとも伝えられています。

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気（以下「一定の病気」という。）にかかっている方の運転免許取得、更新等については、今後一層の適切な運用が求められているところでありますが、この度、一定の病気にかかっている方の社会参加及び交通安全の確保のため、本人のみならず、その家族の方に対する周知を図る必要があるため、次の事項について貴会員の方々への更なる御協力を賜りたくお願い申し上げます。

1　運転免許の取得時又は更新時に、警察に自身の病状を正確に申告すること。
　運転免許の取得又は更新において警察に提出していただく申請書には、病気の症状の申告欄があります。該当申告欄に、御自身の病状を正確に申告していただく必要があります。

2　運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談すること。
　広島県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口が設置されており、一定の病気等にかかっている方に係る運転免許についての相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、この窓口に連絡し運転免許の取得について相談していただくことをお薦めしています。

3　自動車等の運転に支障がある場合、運転を控えること。
　処方されている薬を飲み忘れたとき、睡眠不足等により体調が悪いときなど自動車等の安全な運転に支障があると判断される場合は、運転を控えていただく必要があります。

4　運転免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合は、警察に相談すること。
　運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について警察の運転適性相談窓口に相談していただく必要があります。
　上記の事項については、ご家族の皆さん等からも積極的に適性相談を受け付けていますという部分を追加したリーフレットを別添のとおり作成しましたので御利用ください。

別添

# 運転免許を持っている（又は、取得しようとしている）患者さん及びそのご家族の皆さん等へのお願い

○　運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。
～申請書には、病気の症状の申告欄があります。～

○　運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談してください。
～運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

○　体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。
～処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

○　運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※　運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方及びその家族の皆さん等からの運転免許に関する相談を受け付けています。
広島県運転免許センター（代表）　TEL 082-228-0110
　　　　　　　適性相談窓口（内線番号　703-228）

## コンタクトレンズの販売自主基準（業界自主指針）について（通知）

平成24年6月19日
広島県健康福祉局長
薬務課

このことについて、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室から以下のとおり事務連絡がありました。

### コンタクトレンズの販売自主基準（業界自主指針）について

平成24年6月8日
厚生労働省医薬食品局
審査管理課医療機器審査管理室

今般、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会により、別添の「コンタクトレンズの販売自主基準」

が作成され、当室あて提出されましたので、情報提供いたします。
　このような状況を踏まえ、貴職におかれましては、協会以外のコンタクトレンズの製造販売業者においても当該自主基準の浸透が図られるよう、貴管内のコンタクトレンズ製造販売事業者等に対し、周知徹底をお願いいたします。

〈別添〉

## コンタクトレンズの販売自主基準

平成24年6月1日制定
一般社団法人　日本コンタクトレンズ協会

### 1. 目　　的
　この販売自主基準（以下「自主基準」という。）は、国民の眼の健康と業界の健全な発展に貢献するため、高度管理医療機器であるコンタクトレンズ（以下「CL」という。）の使用者がCLを正しく、かつ、安全に使用できるように、会員事業者のうち、使用者にCLを直接販売するCL販売業者（以下「CL販売店」という。）の適切な販売方法を定めるとともに、会員事業者による薬事法等の関連法規遵守の一層の推進を図ることを目的とする。

### 2. 対　　象
　視力補正用CL及び非視力補正用CL使用者への販売方法

### 3. 遵守すべき販売方法等
⑴　眼科医の処方・指示に基づく販売
　CL販売店は、CLの販売に当たっては、眼科医療機関において発行されるCL指示書（以下「指示書」という。）に基づいて販売するよう努める。指示書の記載事項については以下に例示する。
【CL指示書の記載事項の例】
①　患者氏名
②　販売名（製品名）/メーカー名
③　規格（ベースカーブ、球面度数、直径、円柱度数、円柱軸、加入度数、その他）
④　数量（使い捨て、頻回交換、定期交換では箱数、1箱のレンズ枚数等）
⑤　装用方法（終日装用、連続装用）
⑥　発行日
⑦　有効期間（眼科医の指示による）
⑧　医療機関名、医師名、連絡先、捺印
⑨　その他、特にCLの取扱いで指導すべき注意事項など
（留意事項）
1）　CL販売店は、指示書で指示された販売名以外の製品（複数販売名を持つ場合を除く。）を販売しない。
2）　CL販売店は、偽造、改ざんされた指示書又は有効期間を過ぎた指示書に基づいて販売しない。
3）　CL販売店は、指示書を3年間保存することが望ましい。

⑵　適正使用情報の収集及び提供
　会員事業者は、CLの適正使用のために必要な情報を収集し、CL使用者に対して、CL指示書に記載された製品の添付文書又は取扱説明書の内容に基づき、使用方法や取扱上留意すべき事項等について説明するよう努める。適正使用情報については以下に例示する。

【CL使用者に提供すべき適正使用情報の例】
① 眼科医の指示を受け、それを守ること。
② 製品に添付されている使用者向け添付文書を読み熟知すること。
③ 装用時間、装用サイクルを守ること。
④ 取扱方法を守り正しく使用すること。
⑤ 定期検査を必ず受けること。
⑥ 少しでも異常を感じたら直ちに眼科医の検査を受けること。

### 4. 販売方法の推奨

会員事業者は、この自主基準の目的に鑑み、取引先である会員事業者以外のCL販売業者等に対し、この自主基準について理解と協力を得られるよう努め、同CL販売業者等にこの自主基準に基づく販売方法を推奨するものとする。

## 「コンタクトレンズの販売自主基準」に関するQ＆A（一般向け）

平成24年6月1日
一般社団法人　日本コンタクトレンズ協会

**Q1:この「コンタクトレンズの販売自主基準」（以下「販売自主基準」）制定の狙いと目的を教えて下さい。**

A1:国民の眼の健康と業界の健全な発展に貢献するため、高度管理医療機器であるコンタクトレンズ（以下CL）の使用者が正しく安全に使用できるように、当協会会員事業者（以下協会会員）のうち、使用者に直接CLを販売する販売業者（販売店）の適正な販売方法を定めるとともに、薬事法等の関連法令遵守の一層の推進を図ることです。

**Q2: この「販売自主基準」に強制力はありますか？**

A2:「販売自主基準」は、行政通知や法令とは異なり、業界団体で定めた自主的な基準であるため強制力は持っていません。

**Q3: この「販売自主基準」を遵守しなかった場合に何らかの罰則はありますか？**

A3:「自主基準」はあくまでも強制力を持たない業界の自主的な基準であるため、たとえ遵守しなかったとしても、薬事法等の法令を遵守している限り罰則はありません。当協会として遵守してもらえるように努力をしていきます。

**Q4: この「販売自主基準」の制定により、「眼科医の処方・指示に基づかないネット通販」を規制することができますか？**

A4: 当協会としては、この「販売自主基準」の普及を図り、「眼科医の処方・指示に基づく販売」により、眼の健康・安全に配慮したコンタクトレンズ販売を推奨していきます。「眼科医の処方に基づかないネット通販」を規制することはできませんが、そのようなCL販売業者に対しても、「販売自主基準」を推奨していきます。

**Q5: 強制力も罰則もなく、規制もできない「販売自主基準」ならば、作っても意味がないのではありませんか？協会で労力をかけて作る必要がありますか？**

A5: 強制力を持つ罰則のある法令や行政通知と、業界で自主的に定めた「販売自主基準」は全く異なるものです。協会会員の理解とコンセンサスに基づいて定められた「販売自主基準」は、たとえ強制力や罰則がなくとも時間をかけて普及・浸透を図っていくことにより十分に意味のあるものになっていくと考えます。

**Q6：この「販売自主基準」に記載されている「CL指示書」は、医薬品の「処方せん」と同等なものと理解していいですか？**

A6：医薬品の「処方せん（処方箋）」は、法的根拠のあるものですが、「CL指示書」（または「CL処方せん」）には法的な根拠がなく、様式も使用に関するルールや規制も定められていません。したがって同等なものとは言えないと考えます。

**Q7：この「販売自主基準」に記載されている「CL指示書の記載事項の例」を全て網羅していないと、「CL指示書」としての条件が満たされませんか？また、そのような指示書に基づいて販売しても問題ありませんか？**

A7：これはあくまでも推奨例です。CL指示書の内容は処方する眼科医の自由裁量で決められるものであるため、明らかに眼科医が出した指示書であれば、それに従って販売しても問題ありません。ただし、誤ったCLを販売したり、誤使用を避けるためにも、「記載事項の例」の項目が網羅されていることが望ましいと考えます。

**Q8：「CL指示書」がなければ、CLを販売してはいけませんか？**

A8：「CL指示書」がなければ、CLを販売してはいけないとは法令や行政通知で明記されていません。指示書がなくても、口頭又は他の手段で医師の処方・指示があることが確認されればよいと思います。また「CL処方せん」が法制化されていないことからも、この「販売自主基準」をもってそのような販売規制を行うことはできません。当協会としては、この「販売自主基準」への理解を促進し、その普及を図っていくことで、「眼科医の指示に基づく販売」により眼の健康・安全に配慮したCL販売を推奨していくこととしています。

**Q9：この「販売自主基準」の4. 販売方法の推奨に取引先の会員事業者以外のCL販売業者等に対する「販売自主基準」に基づく販売方法を推奨する旨が述べられていますが、その理由は何ですか？**

A9：推奨を強制するものではありません。この「販売自主基準」の普及と浸透を促していくために、取引先の会員以外のCL販売業者等にこの「販売自主基準」について理解をしていただき、協力を得ることが不可欠と考えています。そのために、協会会員の皆様には、会員以外のCL販売業者等に対して、この「販売自主基準」に基づく販売を推奨していただきたいと考えています。ただし、このような場合において、法令遵守の観点から、会員以外のCL販売業者等にこの「販売自主基準」の遵守を強要するようなことは一切できません。

**Q10：この「販売自主基準」が広まると、CL使用者にとってどのような効果が期待できますか？**

A10：この「販売自主基準」の普及により、協会会員はもとより、趣旨にご賛同いただきご協力いただけるCL販売業者が増えてくれば、CL使用者にとっては、眼の健康と安全に対する意識が向上し、眼障害を未然に予防する効果が高まることが期待できます。

# 広島県最低賃金が変わりました

（平成23年10月から）

☆　時間額　　710円

業種によっては産業別最低賃金が適用される場合があります。

お問合せ先

広島労働局労働基準部賃金室（TEL　082-221-9244）

または最寄りの労働基準監督署

## 平成24年度医療機関受入研修事業について

中小病院等の施設内だけでは取り組みが困難な研修テーマ等について、他の医療機関の新人看護職員を対象とした受入研修を実施している医療機関があります。

「医療機関受入研修」実施施設一覧は、広島県ホームページ（http://www.pref.hiroshima.lg.jp/）に掲載していますので、外部研修の受講を検討されている施設は、参考にしてください。

なお、詳細内容・申し込み方法などについては、直接各施設にお問い合わせください。

トップページ→健康・福祉→医療機関・医療人材→おすすめ情報→
→新人看護職員の受入研修を県内医療機関で実施しています

## 平成24年度新人ナース・新人助産師集合研修について

この研修は、主に中小規模の病院、診療所、訪問看護ステーションなどの研修プログラムを補うための外部研修として、広島県看護協会に委託して開催しているものです。

### 1　新人ナース集合研修一覧＜対象：平成24年度の新人看護職員＞

| 研修会名 | 開催日時 | 場所 | 定員 | 申込締切 |
|---|---|---|---|---|
| ⑪－１　自己の学習課題の発見と取組み（保健師・助産師・看護師対象） | （H25）2/21㈭ | 広島県看護協会会館 | 130 | （H25）1/21 |
| ⑪－２　自己の学習課題の発見と取組み（准看護師対象） | （H25）2/20㈬ | | 40 | |

※すでに終了している研修又は申込締め切り期限がすぎているものは、掲載を省略しています。

### 2　新人助産師集合研修　＜対象：平成24年度の新人助産師＞

| 研修会名 | 開催日時 | 場所 | 定員 | 申込締切 |
|---|---|---|---|---|
| ①助産師の役割と使命<br>②新人助産師の交流 | 10/10㈬ | 広島県看護協会会館 | 20 | 8/31 |
| ③分娩監視装置の装着と判読 | 11/28㈬ | | 20 | |
| ④分娩期のアセスメントとケア | 11/14㈬ | | 20 | |
| ⑤新生児のフィジカルアセスメント<br>⑥新生児胎外適応の促進 | 12/12㈬ | | 20 | |
| ⑦母乳育児支援 | （H25）1/17㈭ | | 20 | |
| ⑧ハイリスク妊産婦の管理 | （H25）2/23㈯ | | 20 | |
| ⑨広島県の周産期医療の動向<br>⑩新生児蘇生法（Ｂコース） | （H25）1/26㈯ | 広島市立広島市民病院 | 20 | |

■ 受 講 料：1人1日　1,000円　（※その他必要な経費は自己負担）
■ 問合せ先：〒730-0803　広島市中区広瀬北町9-2
TEL　082-503-2381（看護生涯教育・研究センター　継続教育部）
※受講に関する詳細は、広島県看護協会からの研修案内やホームページで確認することができます。

## 中国グリーン電力基金　第3次募集のご案内について

平成24年6月
公益財団法人ちゅうごく産業創造センター

当センターでは公益目的事業のひとつとして「中国グリーン電力基金事業」を行っておりますが、制度発足後10年余りで企業や個人の皆さまから2億円の寄付をいただき、地方公共団体等が設置する太陽光・風力発電設備に助成を行ってきたところです。
このような中で、23年4月から中国グリーン電力基金の募集を行いましたが、応募者が助成総枠に達しませんでしたので、本年9月末までの期間で以下のとおり第3次募集を行っております。
なお、中国グリーン電力基金については最後の助成募集となります。

記

### 1. 助成対象設備および助成総枠

太陽光発電設備(公共用)および環境教育目的用発電設備(公共用)に対し、総額600万円程度の助成を行います。 医療法人が設置する設備も対象となります。

### 2. 1件あたりの助成額

太陽光:5万円/kW　(1件あたりの上限額:250万円)
環境教育:発電設備の90%または80万円のいずれか小さい方の額

### 3. 募集期間

平成24年2月15日～平成24年9月30日

### 4. 助成先の決定

平成24年10月中旬目途
(注)　応募者多数の場合は郵送による申込書の消印日を基準とした先着順とし、平成24年10月に開催するグリーン電力基金運営委員会で決定します。

### 5. その他

募集の概要につきましては、当センターのホームページをご覧下さい。
ちゅうごく産業創造センターのホームページ:http://www.ciicz.jp/

## 独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業　個別融資相談会開催のご案内

機構の融資相談会が開催されますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

○中四国ブロック(岡山市)
と　き　7月30日(月)　9:00～16:00
ところ　メルパルク岡山「末広の間」(岡山市北区桑田町1-13　TEL 086-223-8100)
○中四国ブロック(広島市)
と　き　7月31日(火)　9:00～16:00
ところ　鯉城会館「パール西」(広島市中区大手町1-5-3　TEL 082-245-2322)

申し込み・問い合せ先　独立行政法人福祉医療機構　大阪支店医療審査課
TEL　06-6252-0219　FAX　06-6252-0240

※申込書をご希望の方は、
県医師会事務局経理課(TEL082-232-7211、E-MAIL keiri@hiroshima.med.or.jp)までご連絡下さい。
※定員に限りがありますので登録制となります。